

地理空間情報の活用推進に関する行動計画 (G空間行動プラン)

平成20年8月

地理空間情報活用推進会議

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携 ^(注)			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
第1章 地理空間情報の活用の推進に関する全般的施策									
1. 関係主体の推進体制の整備と連携の強化									
(政府が一体となった施策の推進とその体制整備)									
1	1章 1(1)	戦略的体制及び運営のあり方の検討	国の関係部局や地方公共団体、民間事業者からのヒアリング等を行い、地理空間情報の整備・更新・提供・流通や準天頂衛星による衛星測位システムに関する現状や課題について調査を進める。	地理空間情報活用推進会議(以下「推進会議」という。)	現状や課題についての調査を進める。	○	○		
2	1章 1(1)	衛星測位に係る施策の推進体制の見直し等の検討	衛星測位に関する施策の推進体制については、必要に応じて、平成20年5月に成立した宇宙基本法及びそれに基づいて設置される宇宙開発戦略本部での議論や策定される予定の宇宙基本計画の審議動向を踏まえつつ、地理空間情報活用推進基本法の基本理念に沿って見直し等を検討する。	推進会議	準天頂衛星システム計画の進捗状況も踏まえながら、計画の推進に支障が生じない時期までに見直し等を進める。				○*1 (宇宙開発に関する長期的な計画)
(国と地方公共団体との連携・協力)									
3	1章 1(2)	国と地方公共団体との連携	地理空間情報の活用推進に関する都道府県の担当者を対象とした会議等を開催し、連携を図る。	国土交通省	各都道府県と連携を図るため、担当者会議等を平成20年度から実施する。	○			
4	1章 1(2) 1章 5 2章 3(2)	統合型GISの普及・啓発の推進	統合型GISの整備を促進するにあたって、地方公共団体と連携してセミナーを開催する。また、統合型GISポータルサイトを運営して、総務省の施策や先進団体の取組を紹介する。	総務省	継続的に実施する。		○		
5	1章 1(2)	国と地方公共団体等の連携による基盤地図情報の整備	基本測量や公共測量の測量成果の相互利用や測量作業の調整等について国と地方公共団体が連携し、基盤地図情報・デジタル画像情報の整備、適時の更新及び提供を行う。	国土交通省	平成23年度までに市街化区域・市街化調整区域において、基盤地図情報・デジタル画像情報を整備し、基本測量及び公共測量を基に随時更新・提供を行う。	○	○		
(産学官の連携)									
6	1章 1(3)	地理空間情報産学官連携協議会(仮称)の設置	地理空間情報産学官連携協議会(仮称)を設置する。	推進会議	平成20年度に設置する。	○	○		
7	1章 1(3)	新産業創出への貢献	地理空間情報の活用を中心に、技術・市場・制度面の検討を積極的に行っているgコンテンツ流通推進協議会などの民間団体における連携の取組を促進する。	経済産業省	地理空間情報の認知度の向上や、利活用の普及・促進をgコンテンツ流通推進協議会等の民間団体等と協力しつつ推進する。		○		

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な 目標と達成期間)	各種計画との連携				
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)	
8	1章 1(3)	JIS原案作成 委員会のへ参 画	官民の関係者からなるJIS原案作 成委員会を国内審議団体と連携し て開催し、地理空間情報に関する標 準のJIS化に向けた検討に参画す る。	経済産業省 国土交通省	・位置・空間情報に関する Webなどの情報処理にお ける記述方法として、「空 間」に関する識別子Place Identifier(PI)のJIS化を図 る。(経済産業省) ・ISOにおいて新たに国際 規格が確定した項目につ いて、必要に応じ、順次速 やかにJIS化原案を作成す る。(国土交通省)	○	○			
9	1章 1(3)	「地理空間情 報EXPO」(仮 称)の開催の 検討	「地理空間情報EXPO」(仮称)の開 催について民間と連携して検討す る。	推 進 会 議	開催に向けた検討を開始 する。					
2. 調査・研究等の実施										
10	1章 2	地理空間情報 の流通におけ る個人情報保 護、データの 二次利用等の 課題について の調査・研究	GISの利活用にあたっての個人情 報保護、データの二次利用等の地 理空間情報の提供・流通に関する 課題の調査・研究を行う。	国土交通省	平成21年度までに、個人情 報保護及びデータの二次 利用に関するガイドラインに ついての調査・研究を行う。	○				
11	1章 2	国の安全に及 ぼす影響に関 する調査・研 究	地理空間情報の提供・流通におけ る、国の安全の観点から配慮すべ き事項に関する調査・研究を行う。	国土交通省	平成21年度までに、地理空 間情報のうち、地図や空中 写真等に関する、国の安全 の観点から配慮すべき事 項について検討する。	○				
12	1章 2 2章 2(2)	整備・更新手 法及び品質評 価等に関する 調査検討	モデル的な実証調査等を行い、基 盤地図情報の整備、更新、管理など を効率化する研究を行う。	国土交通省	平成21年度までに研究を 行い、基盤地図情報が円 滑に利活用される環境を構 築する。	○	○			
13	1章 2	工事図面等を 活用した基盤 地図情報の更 新技術の開発	工事で電子納品されるCAD図面の 情報を活用し、基盤地図情報を円 滑に更新する技術や基準を開発す る。	国土交通省	平成20年度までに技術・基 準(案)を検討し、平成21年 度までにプロトタイプによる 部分更新の実験を行う。					
14	1章 2	屋内外シーム レス測位技術 の開発	GPS、ICタグ等を活用して、屋内外 のシームレス測位が容易に行える 技術を開発する。	国土交通省	平成22年度までに、屋内外 ともにメートルレベルの精度 で移動体の位置を決定でき る技術を開発する。					
15	1章 2	屋内外シーム レス測位環境 の構築のため の環境整備	衛星測位システム受信機をそのま ま屋内測位にも利用可能とする IMES(Indoor Messaging System)を活用した屋外～屋内を 問わないシームレス測位環境の構 築に寄与するため、当該技術の利 用拡大のための普及啓発を行う。	文部科学省	IMESの技術仕様(準天頂 衛星システムユーザインタ フェース仕様書(1.0版ドラフ ト)(宇宙航空研究開発機構 (JAXA)が平成19年11月 に公開)の付録に記載)に ついて、必要に応じて更新 を実施する。					

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
16	1章 2	位置情報認証 技術の研究開発	高精度・高信頼の時刻・位置情報を容易に利用できるようにするために、基準座標系の高精度化、測位における距離基準計測、位置情報認証の基盤技術を確立するための研究開発を行う。	総務省	平成22年度までに基盤技術を確立する。				
17	1章 2	地球観測衛星 の継続的な開発	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の利用実証を通じてリモートセンシング技術や画像処理技術の高度化を図るとともに、分解能の向上などレーダや光学センサの高度化に必要な研究開発を行う。	文部科学省	継続して研究開発を実施することにより、リモートセンシング技術等の高度化を図る。		○		○*1-3 (宇宙開発に関する長期的な計画、CSTP分野別推進戦略)
18	1章 2	ユビキタス空間 情報基盤技術の研究開発	場所情報の管理・提供をコンピュータネットワーク上で容易に扱うことを可能とする基盤技術を確立するための研究開発を行う。	総務省	平成22年度までに基盤技術を確立する。	○			
19	1章 2	地理空間情報の 高度利活用の研究開発	時系列に整備された地理空間情報を、効果的に環境保全・国土保全に利活用する技術開発を推進する。また、詳細な三次元地形データを、防災に活用できる技術開発を推進する。	国土交通省	平成22年度までに、時系列地理情報の利活用のためのマニュアルを整備する。また、詳細な三次元地形データから斜面危険区域を抽出するマニュアルを整備する。				
20	1章 2	動線解析プラットフォーム システムの開発	都市空間における人の動きを把握するため、人の時空間的な位置を表すデータ(四次元GISデータ)を活用して動線解析を行う技術の開発を行う。	国土交通省	平成20年度までにプロトタイプの開発、平成22年度までにICTを用いた自動的な動線データの取得とその利用について検討を行う。				
21	1章 2	GEO Gridの 推進	衛星等によって入手された画像データを有効活用するための大容量データ処理技術の開発及びインフラ整備を行う。	経済産業省	平成19年度までに地球観測衛星データの発信を開始したところであり、平成20年度までにGISデータと地球観測衛星データを統合する。平成22年度までに基本システムを完成し、その後も普及を継続する。	○	○		○*5 (我が国における地球観測の在り方)
22	1章 2	G空間プロジェクトの 推進	地理空間情報を活用した新たな産業・サービスの創出と発展に向けた取組を実施する。	経済産業省	平成25年までに誰もが地理空間情報を利活用し、楽しむことができるような社会の実現を目指し、地理空間情報の利活用を促進するための流通基盤の整備、生活や産業における利用の高度化、測位衛星等からの位置情報を有効活用できる環境の整備等を行う。		○		

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
3. 知識の普及等									
(セミナー等の開催)									
23	1章 3	地理空間情報の活用促進のためのセミナーの開催等	地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を開催する。またGISの普及のためのパンフレットを作成する。	国土交通省	・地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を全国で毎年実施する。また、各種団体が実施するセミナー、研修等に講師、講演者等を派遣する。 ・平成20年度中にパンフレットを作成する。	○			
24	1章 3	地域における中核組織と連携した知識の普及	地域において、地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業等からなる中核組織と連携して、セミナー等を開催する。さらに地域ブロック別などで国とこれらのような中核組織が連携を図るための検討を行う。	国土交通省	平成20年度中にセミナー等を実施する。				
25	1章 3	地球観測衛星データ利用に関する技術研修の開催	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)を始めとする地球観測衛星の観測データの普及・利用促進のため、リモート・センシングに関する知識・技能を修得させることを目的とした技術研修を開催する。平成20年度は、GISに関する研修を含め、3回(計90名)開催する。	文部科学省	地球観測衛星データの利用者を増加させる。				
26	1章 3 2章 3(2)	農地情報活用支援事業	農地情報の整備・活用に係る先進的事例を広く紹介するとともに地域に対する技術的な指導・助言を行うことにより、今後行われる農地情報の整備・活用が効果的かつ効率的なものとなるよう地域を支援する。	農林水産省	平成22年度まで農業関係機関を対象とした研修会を事業実施県内において年1回以上開催し、地域における農地情報の活用を促進する。				
(インターネットによる情報提供)									
27	1章 3	政府のGISポータルサイトの充実	GISの整備・普及に係る政府の取り組み等について幅広く広報するため、政府の実施するGIS施策に係る総合的なポータルサイトの運用を継続する。	推進会議 (地理情報システムワーキンググループ)	GISポータルサイトの内容を充実させる。				
28	1章 3	地理情報共用Webゲートウェイの構築	府省横断的な地理情報の利活用を図るため、各府省のシステムが共通して備えるインターフェイスの普及を促進するとともに、ユーザが各府省の地理空間情報を使うためのゲートウェイを政府のGISポータルサイトに構築する。	推進会議 (地理情報システムワーキンググループ)	平成22年までに政府の主要なウェブGISサイトに接続する。				
29	1章 3	官民連携ポータルサイトに関する検討	民間と連携して官民の情報を総合的に提供するポータルサイトの構築について検討する。	国土交通省	平成20年度に着手する。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
4. 人材の育成									
30	1章 4	地理空間情報の活用を担う人材育成の推進	測量士及び測量士補のあり方及び測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加することについて検討する。また、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。	国土交通省	平成21年度から測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加する。また、測量行政懇談会の下に設置されている測量資格制度部会において、引き続き、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。	○			
31	1章 4	大学等と連携した地理空間情報に関する教材の開発・普及	地理空間情報の活用方法について、大学等と連携したカリキュラムの提供及びテキストの作成等を行い、大学等や地域において地理空間情報の活用を担う人材の育成を推進する。	国土交通省	テキストの作成を平成21年度までに行う。				
5. 行政における地理空間情報の活用									
(国における活用)									
32	1章 5 2章 3(1)	防災情報共有プラットフォームの整備	防災関係機関が有する防災情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスし、入手することが可能となることを目指した共通基盤を整備する。	内閣府 関係府省	システムの運用を継続的に実施する。				
33	1章 5	犯罪情報分析におけるGISの活用	犯罪統計、犯罪手口等の情報を電子地図上に表示し、他の様々な情報を組み合わせるなどして犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査(犯行予測に基づき捜査員を先行配置して検挙する捜査)等を支援する情報分析支援システム(CIS-CATS)(仮称)を都道府県警察に整備し、捜査の効率化・高度化を推進する。	警察庁	情報分析支援システム(CIS-CATS)(仮称)の整備を平成20年度中に行う。	○			
34	1章 5	面積統計調査	衛星画像及び地理情報システムを活用し、耕地面積を把握する際に必要となる母集団整備の効率化を図る。	農林水産省	母集団整備において、適宜衛星画像及びGISを活用し、作業の効率化を図る。				
35	1章 5	特殊土壌地帯推進調査	地理情報システムを活用し、特殊土壌地帯対策の実施状況等の情報と数値地図情報との一元化を図り、実施状況等を整理したデータベースを更新する。	農林水産省	平成22年度までに、データベースを更新する。				
36	1章 5	国有林地理情報システムの運用	国有林における森林情報を一元的に管理する森林GISの運用等を行い、国有林野の管理経営の効率化を図る。	農林水産省	引き続き運用する。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な 目標と達成期間)	各種計画との連携				
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)	
37	1章 5	地質資源情報の電子化	鉱物、燃料、地熱等の地質資源に関わる情報を、GIS化したデータベースとして整備する。石油等の資源開発及びこれに関連する環境管理等での地球観測衛星データの利用技術においてGISを活用する。	経済産業省	出版済みの各種地質資源図を電子化して整備を図る。					
38	1章 5	国立・国定公園総点検事業	全国の国立・国定公園について、科学的データに基づき、指定状況等の総点検を実施する。	環境省	平成23年までに、全国の国立・国定公園の総点検を実施。その後、成果を活用して引き続き公園計画の点検を実施する。					
(地方公共団体における統合型GIS導入促進)										
39	1章 5 2章 2(2) 3(2)	統合型GISの技術的支援	基盤地図情報を用いた地理空間情報の整備・更新など地理空間情報の電子的整備・更新に対して、講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーなどの技術的支援を行う。	国土交通省	講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーを開催する。	○				
40	1章 5 2章 2(2) 3(2)	統合型GISの整備に要する地方財政措置	統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を実施する。	総務省	継続的に実施する。	○	○			
6. 国際協力の推進										
(会議等への参画)										
41	1章 6	国際規格策定作業への貢献	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積極的に参加する。	経済産業省 国土交通省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における記述方法として、「空間」に関する識別子Place Identifier(PI)の国際規格化を図る。(経済産業省) ・国際規格の規格策定作業として、国内委員会に参加するとともに、日本の国益を主張しつつISOの国際規格化を図る。(国土交通省)	○	○			
42	1章 6	海外技術協力の推進	国連アジア太平洋地域地図会議、アジア太平洋GIS基盤常置委員会等の国際的な地理空間情報活用の活動を積極的に推進していく。	国土交通省	国連アジア太平洋地域地図会議に政府代表として参加するとともに、同会議の決議に基づき常設された同地域の地理情報データ基盤整備のあり方、そのための国際協調に関する技術的・政策的協議をするための会議、委員会を推進していく。					
(データ整備・提供等)										
43	1章 6	国際GNSS事業(IGS)への参加	国際GNSS(Global Navigation Satellite Systems)事業等が実施する国際測地観測等への参加を行う。	国土交通省	登録局を安定的に運用するとともに、平成22年を目標に父島観測局を移転登録する。					

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
44	1章 6	地球地図プロジェクトの推進	我が国を中心とする各国との国際協働により、地球陸域全体の数値地図データセットを整備する「地球地図プロジェクト」の推進を図る。	国土交通省	平成19年に整備の完了した地球地図第1版を平成20年に公開し、以降5年毎にデータを更新・整備する。	○			
45	1章 6	各国の地質図等作成	世界各国の地質調査機関から構成されている世界地質図委員会(Commission for the Geological Map of the World, CGMW)において、東・東南アジアの陸域・海域の1/500万地質図を作成する。国際プロジェクト“One Geology”に参画し、1/100万全球デジタル地質図の作成に協力する。	経済産業省	平成22年までに東・東南アジア地質図を作成する。平成20年までに全球デジタル地質図の日本担当分を作成する。				
46	1章 6	「センチネル・アジア」プロジェクトの推進等による衛星データの提供	Web-GISを用いて地図データ等との重ね合わせによる付加価値のついた地球観測衛星画像等をインターネットを通じて提供し、アジア地域の国々で災害関連情報を共有する我が国主導の「センチネル・アジア」の推進等を通じ、我が国の陸域観測技術衛星「たしち」(ALOS)などの地球観測衛星の観測データを、開発途上国を中心とした諸外国の関係機関に提供する。	文部科学省	従来活動を継続して実施するとともに、海外衛星との連携等の実施により、「センチネル・アジア」プロジェクトを推進する。				○*1,3 (宇宙開発に関する長期的な計画、CSTP分野別推進戦略)

第2章 地理情報システム(GIS)に関する施策

1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及

(地理情報の標準化)

47	2章 1(1)	地理情報標準の整備	ISOの国際規格に整合して地理情報標準をJIS化する。また、地理情報標準の普及のため、最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。	国土交通省	ISOにおいて新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じ、順次速やかにJIS化原案を作成する。また、適時にJPGISを改定するとともに、GMLを地理情報標準に統合する。	○	○		
48	2章 1(1)	地理情報標準を使用した基盤地図情報の整備・提供	基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準、GMLを使用し、これらの普及のための環境整備を図る。	国土交通省	基盤地図情報は地理情報標準、GMLを使用して整備・提供する。	○	○		
49	2章 1(1)	地理情報標準の普及	地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。	国土交通省	地理空間情報の標準化の普及・啓発活動として、毎年全国でセミナーを開催するほか、ホームページで技術支援ツールを必要に応じて提供する。	○	○		

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
(地理空間情報全般の整備・更新・提供・流通に関するルール等)									
50	2章 1(2) 2(1)	地理空間情報の位置的整合性を担保する方法の検討	モデル的な実証調査等を行い、基盤地図情報を基準に整備した地理空間情報の位置的整合性の検証を実施し、地理空間情報の位置的整合性を担保する方法を検討する。	国土交通省	平成22年度までに検討を行い、技術的支援を開始する。	○			
51	2章 1(2)	地理空間情報の利活用マニュアルの作成	地方公共団体等におけるモデル実証調査等を通じて、地理空間情報の整備・共用・インターネットでの提供等の取組に関する課題抽出・対応策の検討を行い、地理空間情報の整備・更新・提供・流通のルール等を定めたマニュアル等の作成を3年かけて実施する。	国土交通省	平成21年度までに、マニュアル等を整備する。				
52	2章 1(2)	地理空間情報を容易に組み合わせる方法の検討	既存のWebサーバに所有されるデータを重畳的に表現可能にするツール(SVGなど)に関する動向調査等を行う。	経済産業省	動向調査等を平成20年度に行う。				
53	2章 1(2)	地理識別子体系等の調査検討	地名や住所等から地理空間情報上の場所や地域の特定を可能とする地理識別子の体系等に関する調査検討を実施する。また、共有した地理空間情報を容易に組み合わせる利用の際のキーの一つである地名コードについて検討する。	国土交通省	平成20年度から検討を開始する。	○			
54	2章 1(2) 4(1)	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインの策定	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定する。	推進会議	ガイドラインを策定する。				
55	2章 1(2) 4(2)	地理空間情報を扱う際のデータの二次利用に関する実務上のガイドラインの策定	地理空間情報を扱う際の(データの二次利用に関する)実務上のガイドラインを民間を含めた体制で検討し策定する。	推進会議	ガイドラインを策定する。				
56	2章 4(3)	国の安全の観点から配慮すべき事項についての適切な枠組みの構築	国は、地理空間情報の活用推進とのバランスを取りつつ、国の安全の観点から配慮すべき事項について適切な枠組みの構築を図る。	推進会議	適切な枠組みを構築する。				
57	2章 1(2)	国土変遷アーカイブ整備	国土地理院が保有する旧版地図等をアーカイブ化し、提供する。また、過去に作成され、電子化や提供・流通が図られていない地図や統計データ等の歴史的資料の活用方策についても検討する。	国土交通省	過去のデータ整備の防災、国土管理、地域活性化等への利活用について引き続き検討する。	○	○		

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
(基盤地図情報の整備のための基準等の普及)									
58	2章 1(3)	公共測量に係る作業規程の準則の普及促進	平成20年3月に改訂した公共測量に係る作業規程の準則を普及するため、測量法第35条に基づき公共測量の年度計画を把握するとともに実施計画書の提出を促し、適切な技術的助言の実施及び成果提出の促進を図る。	国土交通省	毎年、年度計画の把握等を行う。	○			
2. 地理空間情報の整備・更新・提供の推進									
(主題図等)									
59	2章 2(1)	主題図データの整備・提供	防災、環境及び土地利用に関する各種の主題図データ(地形分類や土地利用など)の整備・提供を行う。	国土交通省	整備・提供する主題図データを増加させる。				
60	2章 2(1) (3)	国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス	土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新するとともに、データをインターネットで提供する。	国土交通省	毎年度整備・更新を行った情報をインターネットでダウンロード可能とする。				
61	2章 1(1) 2(1) (3)	地質情報の整備	防災(地震動、土砂災害等)や国土の有効利用に資するために、国土の基礎的な基本情報としての地質情報整備の推進を図る。	経済産業省	平成22年度までに各種地質図幅類を、5万分の1地質図幅については国土の74%を、20万分の1地質図幅においては100%を、海洋地質図においては日本周辺海域の96%をカバーする。シームレス地質図をウェブ公開し、整備・更新を継続する。				
62	2章 2(3)	地盤情報の提供	国土交通省の持つ地質情報について引き続き、データの整備を進め、順次公開を行うとともに関係機関と共有化を図る。	国土交通省	平成20年度についても引き続きデータの整備を進め、順次公開を行う。				
63	2章 2(1)	地すべり地形分布図の電子化	未刊行である四国・九州・北海道の地すべり地形分布図を作成し、Web公開範囲の拡大を進める。また、WMSを用いて各種地理データとの重ね合わせを実現させるため、世界測地系への変換を早急に行うとともに、WFSへの対応を検討する。	文部科学省	平成27年までに全国約1,100面を作成し、Web上での公開を目指す。				
64	2章 2(1) (3)	火山地質図、活断層図等の電子化	火山災害の軽減・防災計画に資することを目的として火山地質図の整備を進めるとともに、当該火山に関する各種データを集積して解説を加えた火山研究解説集を作成する。活断層に関しては、活断層活動確率地図、ストリップマップ、活構造図等の公開済みデータをデジタル化・統合する。	経済産業省	平成22年度までにこれまでの成果を含め火山地質図累計16図、火山研究解説集2件を整備する。活断層データベースについては従来の活断層情報と他の地質情報の統合化を進め、GIS化したデータベースとして整備する。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
65	2章 2(3)	環境GISの整備運用	大気汚染、水質汚濁等の環境データをデータベース化し、環境GISから情報配信するとともに、データのダウンロードサービスを行う。	環 境 省	環境データを逐次更新する。				
66	2章 2(1)	生息環境情報調査	環境との調和に配慮した土地改良事業の推進と農村環境の保全形成に資するため、広域農業地域を対象に生息環境の評価区分を行い、生息環境に関する地理情報を整備する。	農林水産省	平成23年度までに全国の広域農業地域のデータを整備する。				
67	2章 2(1) (3)	生物多様性情報の整備・提供	生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。特に2万5千分の1植生図の整備、提供、GIS化の推進を図る。また、学術研究や自然環境モニタリングに資するため、国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図を作成し、サンゴ礁分布図の閲覧やダウンロードサービスを行う。	環 境 省	2万5千分の1植生図について、平成24年3月までに国土の約6割整備・提供する。また、平成22年度までにサンゴ礁の分布図を作成する。				
68	2章 2(1)	国有林における数値地図情報の更新	国有林における森林の状況の変化等に伴う地図情報の修正を森林計画樹立時に併せて実施し、森林吸収量報告に必要な森林の位置情報の品質を高めるとともに、国有林野事業の効率的な実施に資する。	農林水産省	概ね5年周期で国有林を占める地域の数値地図情報の更新が完了するよう計画的に毎年地図情報を更新する。				
69	1章 5 2章 2(1) (2) 3(2)	水土里情報利活用促進事業	農地や水利施設等に関する情報を収集し、農業者等へ広く提供可能な地図情報やオルソ画像を整備することにより、農村の振興等を目的とした多様な取り組みの円滑な推進を支援する。	農林水産省	平成22年度まで全国的な地図情報を整備する。				
70	2章 2(3)	防災情報提供センターによる防災情報の提供	国土交通省内の各部局が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。				
71	2章 2(3)	水情報国土データ管理センターによる水に関する情報の提供	水に関する情報を集約し、水情報国土データ管理センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。				
72	2章 2(1)	国有財産情報公開システムの運用	国有財産に関する一件別の情報、全国の財務局等で売出中の入札物件等の情報、統計情報などについて、整備更新を行い、引き続き、閲覧・提供に供する。	財 務 省	毎年度継続的に行う。				
73	2章 2(3)	取引価格等土地情報の整備・提供の推進	土地市場の透明化・取引の円滑化・活性化を図るため、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が特定できないよう配慮して土地取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行なう。	国土交通省	継続的に更新・提供を行う。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な 目標と達成期間)	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
(地形図)									
74	2章 2(3)	数 値 地 図 25000の更 新、提供	数値地図25000の更新、提供(刊 行、インターネット提供)を引き続き 実施する。	国土交通省	継続的な更新・提供を実施 する。	○			
(地名情報)									
75	2章 2(1) (3)	街区レベル位 置参照情報等 の整備・更新・ 提供	街区レベル位置参照情報を年1回 以上更新する。さらに、大字・町丁目 の位置参照情報を整備し、更新す る。	国土交通省	毎年度更新する。				
(海域の地理空間情報)									
76	2章2 (1)	海域の地理空 間情報の整備	我が国の沿岸詳細基盤情報の整備 を行う。	国土交通省	状況を把握してから6ヶ月 以内に整備する。			○	
(統計情報)									
77	2章 2(1) (3)	統計GISの拡 充	政府統計共同利用システムにおい て政府統計に関連する情報全体の 窓口となる「政府統計の総合窓口」 (e-Stat)上に統計地理情報シス テム(「地図で見る統計」(統計GIS))を 整備し、各府省が保有する地域統 計データの同システムへの掲載及 び境域情報の整備を行い、各府省 が作成した統計情報を提供する。	総 務 省 及び 関 係 府 省	平成20年度に新システム の本格運用を開始する。	○			
78	2章 2(1)	統計の二次的 利用の推進	平成21年春に予定される統計法の 全部施行までに、委託による統計の作 成等や匿名データの提供に係るガ イドラインを策定する。	総 務 省	平成21年春までに実施す る。		○		
79	2章 2(1)	公的統計の体 系的整備	平成21年春に予定される統計法の 全部施行までに、公的統計の整備 に関する基本計画を策定する。	総 務 省	平成21年春までに実施す る。		○		
(空中写真)									
80	2章 2(1)	国有林におけ る空中写真撮 影	国有林における森林計画樹立にあ たっての基礎資料として活用するた めに、主として国有林が占める地域 を、計画的に空中写真撮影を行う。	農林水産省	概ね5年周期で国有林を占 める地域の撮影を完了する よう計画的に毎年撮影を実 施する。				
81	2章 2(1)	国土の周期的 な撮影	平地を主とする地域及び離島の周 期的な撮影を行う。また、オルソ画 像(地図と重ね合わせ可能な写真) の整備を推進する。	国土交通省	概ね5年周期で撮影を行 う。また、平成23年度まで に、市街化区域・市街化調 整区域内のオルソ画像を 整備する。	○		○	
82	2章 2(1) (3)	空中写真の有 効活用の推進	国土交通省が保有する空中写真を オルソ化し、インターネットで提供す る。	国土交通省	提供する写真数を増加させ る。				
83	2章 2(3)	航空写真画像 情報所在検索 ・案内システ ムの充実	国、地方公共団体等の保有する空 中写真を、地図上でワンストップで 検索できる「航空写真画像情報所在 検索・案内システム」の接続機能を 増やす等の取組を充実させる。	国土交通省	接続機能を毎年増加させ る。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
(衛星画像)									
84	2章 2(1)	衛星画像の整備・提供(ASTER)	資源探査用将来型センサ(ASTER)による衛星画像の整備を行い、提供する。	経済産業省	平成22年度まで地球観測衛星データの継続的な提供を行う。				○*4-5-6 (地球観測の推進戦略、我が国における地球観測の在り方及び実施方針)
85	2章 2(1)	衛星画像の整備・提供(だいち)	平成18年1月に打ち上げられた陸域観測技術衛星「だいち」搭載センサPALSARによる衛星画像の整備を行い、提供する。	経済産業省	平成22年度まで地球観測衛星データの継続的な提供を行う。				○*4-5-6 (地球観測の推進戦略、我が国における地球観測の在り方及び実施方針)
86	2章 2(1) (2)	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の運用	基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省や機関と連携しながら、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)による地図作成、全国5万分の1の衛星画像の作成等の利用実証実験を実施する。	文部科学省	衛星の運用及び利用実証実験を継続することにより、基盤地図情報の整備・提供等に貢献する。		○		○ ¹⁻³ (宇宙開発に関する長期的な計画、CSTP分野別推進戦略)
(基盤地図情報)【基盤地図情報の整備・更新・提供】									
87	2章 2(1) (2)	地形図データの整備・更新	基盤地図情報に係る項目を含む縮尺レベル25000の地形図データを整備・更新する。	国土交通省	変化を捉え適時の更新を行う。	○			
88	2章 2(2)	道路関係図面の電子化	道路工事完成図等作成要領に基づく電子化を進めるなど、道路関係図面の電子化を進める。	国土交通省	データの整備・蓄積を進める。				
89	2章 2(2)	地方公共団体への技術的支援	地方公共団体においても、都市計画基図など、通常、行政の各分野で整備・更新している基盤地図情報に係る項目を含む地図が基準に基づき電子的に整備・更新され、できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう、技術的支援を行う。	国土交通省	引き続き、公共測量作業計画に対し技術的な助言を行い、測量成果が基準どおり作成されているか審査を行い結果を通知する。	○			
90	2章 2(2)	基盤地図情報の整備・更新	基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データや既存の数値地図2500及び数値地図25000をオルソ画像を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進め、平成23年度までに概成する。	国土交通省	平成21年度までに市街化区域・市街化調整区域内の基盤地図情報を整備する。 なお、基盤地図情報の標高点については、平成23年度までに整備する。	○	○		
91	2章 2(3)	基盤地図情報の提供	国及び地方公共団体が保有する基盤地図情報を集約し、シームレスに接合した縮尺レベル2500、25000相当の基盤地図情報を平成20年度からインターネットにより無償提供する。さらに、国以外でもこうした取組が普及するよう、地方公共団体等への働きかけや、相談体制の充実を図る。	国土交通省	・平成20年4月1日より、縮尺レベル2500のデータ整備が完了した地域について、電子地図のインターネットによる提供を開始する。 ・縮尺レベル25000のデータについても平成20年度から提供を開始する。	○	○		

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
92	2章 2(3)	ワンストップサービスのシステム構築	国及び地方公共団体が公共測量において整備する各種の基盤地図情報を円滑に流通させるため、その所在を検索することができるクリアリングハウスの充実等を図るとともに、ワンストップで提供するサービスを関係機関と連携して実施する。	国土交通省	測量成果をワンストップで提供するサービスを平成22年度までに開始する。	○	○		
(基盤地図情報)【地籍調査、登記所備付地図等の電子化の推進】									
93	2章 2(2)	都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)	老朽化した木造建築物が密集している密集市街地、中心市街地などを対象として、街区外周の官民境界の位置情報に関する調査を行う。	国土交通省	平成21年度までに密集市街地等を重点整備する。		○		
94	2章 2(2)	地籍調査の推進	土地の有効利用の基盤となる地籍調査の推進を図る。	国土交通省	全国的に地籍情報の整備を進める。				
95	2章 2(2)	登記所備付地図及び公図の電子化	登記所備付地図及び公図の電子化を行う。	法務省	平成22年までに電子化を完了する。		○		
96	2章 2(2)	地籍整備	不動産登記法に基づく筆界特定制度(筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界(筆界)を適正かつ迅速に特定する手続き。平成17年度に導入。)や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度(ADR)も活用して、地籍の明確化を推進していく。	法務省	地籍の明確化を継続して実施する。				
(基盤地図情報)【民間測量成果の活用方策の検討】									
97	2章 2(2)	民間測量成果の活用	基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、公共測量における民間測量成果の活用について検討し、運用を開始する。	国土交通省	基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、公共測量における民間測量成果の活用について検討し、平成20年度内に運用を開始する。	○			
(基盤地図情報)【基準点情報の維持管理等】									
98	2章 2(2)	セミ・ダイナミック補正の推進	基準点測量を計画的に実施するとともに、セミ・ダイナミック補正(基準点測量の結果から地殻変動の影響を取り除く方法)を導入する。	国土交通省	平成22年度末までにセミ・ダイナミック補正を公共測量へ導入する。				
99	2章 2(2)	基準点に関する情報の整備・提供	基準点に関する情報を整備・管理し、インターネットによる提供のため「基準点GIS」を構築する。	国土交通省	平成22年度の運用を目指し、平成21年までに基準点に関する総合データベースを構築する。				
100	2章 2(2)	インテリジェント基準点の整備の推進	基準点にICタグを付加したインテリジェント基準点の整備・導入を順次図り、その普及啓発活動や関係機関に対する技術的支援を行い、基準点の維持管理及び活用の高度化に努める。	国土交通省	平成24年度末までに高度地域基準点2,400点のインテリジェント化を図るとともに、公共基準点への導入を推進する。	○			

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な 目標と達成期間)	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
101	2章 2(2)	離島の位置情報基盤整備	海洋を含む国土の総合的な管理の観点から、遠隔の離島における基準点の設置、維持、管理を実施していく。	国土交通省	平成22年度末までに基準点が未設置の離島のうち3島について基準点を整備する。			○	
102	2章 2(2)	公共測量成果の世界測地系への移行促進	世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表し、測量業務担当者を対象とした担当者会議等において指導、啓発を行う。	国土交通省	引き続き、世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表する。	○			
(基盤地図情報)【整備・更新に関する情報提供】									
103	2章 2(3)	基本測量及び公共測量の実施情報の提供	基本測量及び公共測量の実施地域や期間についてインターネットにより情報提供を行う。また、測量計画機関の連携による効率的な測量の実施を図るため、リアルタイムでの情報提供を検討する。	国土交通省	引き続き、インターネット等により情報提供を行う。	○	○		
(ウェブマッピングシステムによるデータ提供)									
104	2章 1(2) 2(3) 3(1)	電子国土Webシステムの機能拡充と普及	国民がWebGISを利用して容易に情報の公開や共有をすることができる電子国土Webシステムについて、サービスを引き続き提供するとともに、機能の拡充と普及を図る。	国土交通省	平成20年度までに電子国土Webシステムを利用して地理情報発信する団体数を2,000団体とする。	○	○		
105	2章 1(2) 2(3) 3(1)	国土地理空間情報プラットフォームの構築	国土交通省が持つ様々な情報を電子地図上に整理した地理空間情報プラットフォームを整備・更新して、省内外で広く共有するための仕組みを構築する。	国土交通省	平成21年までに先駆的導入を行い、平成22年の普及を目指す。				
106	2章 2(3) 3(1)	国土情報ウェブマッピングシステムの拡充	国土数値情報を閲覧するための国土情報ウェブマッピングシステムの提供データを拡充する。	国土交通省	引き続き運用し、毎年データを拡充する。				
107	2章 2(3)	地理情報標準に準拠した府省横断的地理情報カタログ・配信システム(GEO Grid SDK)の構築	各機関に分散して管理されている地理空間情報に係わるデータセットを、効果的かつ効率よく検索するために、その検索方法を地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-W対応に置き換え、データ管理者のポリシーを考慮した上でデータをインターネットにて提供・流通させるために、OGC(Open Geospatial Consortium)および OGF(Open Grid Forum)に準拠したソフトウェア(ツールキット)を開発し、標準的なWMSやWPSによるデータの利活用を図る。	経済産業省	地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-Wを用いた実験をASTERデータに対して行う(3年:H20-22)。また、地理情報データが整備(メタ情報同時作成)されてから2年以内にメタ情報カタログの整備をする。	○	○		○*5 (我が国における地球観測の在り方)

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
(地方公共団体への支援等)									
108	2章 2(3)	GISを活用した交通規制情報の提供	都道府県警察において管理する交通規制情報をGISで扱うため、全国統一のフォーマットによりデータベース化し、適時適切な管理を行う。このデータベース上の情報を提供することにより、カーナビゲーション装置等を通じた情報提供の高度化を可能とし、安全運転支援や適切な経路誘導等を通じて交通の安全と円滑を図る。	警 察 庁	平成20年度中に交通規制情報管理システムによる交通規制情報の外部提供を開始する。				
109	2章 2(3)	地理空間情報の提供・流通に関するルールの普及啓発	基盤地図情報に関する省令・告示・公共測量に係る作業規程の準則について全地方公共団体や関係機関等へ周知する。また、パンフレット等を作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。	国土交通省	省令・告示・公共測量に係る作業規程の準則について全地方公共団体や関係機関等へ周知する。また、パンフレット等を作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。	○			
110	2章 1(2) 2(1)	ヘルプデスクによる技術的支援	地理空間情報の電子的整備・更新に関する技術的支援方策の検討を実施し、一元化した基盤地図情報問合せ窓口を含むヘルプデスクにより技術的支援を行う。	国土交通省	平成20年度からヘルプデスクでの技術的支援を開始する。	○			
3. 地理情報システムの活用の促進									
(国における活用)									
111	2章 3(1) (2)	災害リスク情報プラットフォーム	国・地域・個々人の防災力向上を図るため、各機関に散在した各種災害情報を集約し、GISを活用したハザード・リスクマップなど災害リスク情報の作成・統合・提供を行うシステムを構築する。	文部科学省	平成24年度までにシステムを構築し、一般への情報提供を開始する。				
112	2章 3(1)	情報交換マップ(災害情報用)	既存の研究開発成果である「災害情報共有プラットフォーム」を元に、汎用的に利用出来る「情報交換マップ(災害情報用)」を作成し無償公開する。	国土交通省	平成20年度中に「情報交換マップ(災害情報用)」の基本パッケージを公開するとともに機能改良を進める。				
113	2章 3(1)	文化遺産オンライン構想の推進	災害等に対応した文化財保全のための位置情報システムの確立等を図る。	文部科学省	平成24年度までにシステムを構築する。				
114	2章 3(1)	生物多様性情報システム等の整備・活用推進	生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGISによる生物多様性情報の利活用の推進を図る。 また国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図をGISにより作成し、保全のための基礎データを整備するとともに、これらの閲覧やダウンロードサービスを行うことで、学術研究や自然環境モニタリングに資する。	環 境 省	・WebGISを活用したをデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。 ・平成22年度までに分布図を作成し、閲覧等のサービスを開始する。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な 目標と達成期間)	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
115	2章 3(1)	教育情報ナショナルセンターでのGISを活用した教育及び学習の振興	教育情報ナショナルセンターにおいて、GISを利用した教育・学習情報の提供を継続的に実施し、GISを活用した教育及び学習の振興を図る。	文部科学省	教育・学習情報の新規追加及び既存の情報の更新等運用を継続的に実施する。	○			
116	1章 5 2章 3(1)	国土計画等への地理空間情報の活用	国土政策の企画・立案等のために整備されている省内向けシステム「新国土数値情報利用・管理システム(NewISLAND)」を運用する。	国土交通省	データベースを充実させ、引き続き運用する。				
117	2章 3(1)	産業振興に資する地理情報共有Webゲートウェイの構築	様々な情報提供サービスに必要なウェブマッピングシステムの提供、改良を進め、国際標準化に貢献し、産業技術力強化を図る。 具体的には、オープンソースによるWebGIS基幹部としてWMS/WFS/CS-Wの独自ミドルウェアを開発。特に画像データベースへの高速アクセス、並列・マルチスレッド・マルチストリーム処理による高性能化を図る。 また、データのセキュリティ(アクセス認可)について、データ発信者が策定したポリシーに忠実に従う機能を付与する。	経済産業省	オープンソースソフトウェア(FOSS4G)などの高性能化、セキュリティ対応を図る(3年:H21-23)。Webベースでのデータ解析等のサービス(WPS)を整備することで、インターネットを通じてのソフトウェア機能の提供(SaaS的な利用)を普及させる(3年:H21-23)。多種多様なデータ統合を普及させるために国際標準OGC(Open Geospatial Consortium)に準拠したOGC Web ServicePhase 6(OWS-6)およびその後継プロジェクトと協力して進める。	○	○	○*5 (我が国における地球観測の在り方)	
(地方公共団体等における活用促進)									
118	2章 3(2)	農地情報整備促進事業(農村振興支援総合対策事業)	国、県等により整備された農地に関する地図情報を一元的に管理し、関係機関に情報を提供することにより、GISを活用した施設管理や営農活動等の地域での取り組みを支援する。	農林水産省	平成22年度まで毎年度農業関係機関に提供する情報を増加させる。				
119	2章 3(2)	農地情報整備促進事業(農地情報共有化)	地域担い手育成総合支援協議会の構成機関である市町村、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区の有する農地の所有者や耕作者、作付状況等の農地に関する情報と都道府県土連が整備する地図情報とを結合することにより、これらの関係機関共通の農地情報データベースの整備を支援する。	農林水産省	平成22年度までに水土里情報利活用促進事業により整備される地図情報を活用し、関係機関共通の農地情報データベースの整備を図る。				
120	2章 3(2)	森林GISの整備	都道府県における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。	農林水産省	平成23年度までに47都道府県に森林GISを整備する。	○			

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
第3章 衛星測位に関する施策									
1. 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保するための衛星測位に係る連絡調整等									
(システム運営主体との連絡調整)									
121	1章 6 3章 1(1)	日米GPS会 合	1998年の日米首脳声明に従い定期的 に開催されるGPSの利用に関する 重要事項を検討・討議するための の会合を開催する。	外 務 省 関 係 府 省	引き続き会合を開催し、必 要な調整を行っていく。				
122	1章 6 3章 1(1)	国際衛星航法 システム(GN SS)に関する 国際委員会(ICG) 及びGNSS システムプ ロバイダーフ ォーラムへの 参画	国連宇宙空間平和利用委員会(CO PUOS)において設立された衛星航 法システムに関する国際委員会は、 関心国・組織により、衛星測位に 関する情報交換等をボランティアベ ースの活動として実施しているが、 当該会合に参画し、関係各国の衛 星測位システムの開発・利用状況に ついて情報収集を行うとともに、衛 星測位システムの運用機関(プロバ イダー)との連携を深める。	関 係 府 省	我が国としても引き続き参 画し、国際動向等について 情報収集を行うとともに、各 国との連携を深める。				
(衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供等)									
123	3章 1(2)	衛星測位の利 用環境の向上 に資する情報 提供	関係府省の担当者から構成される 地理空間情報活用推進会議衛星測 位ワーキンググループにおいて、国 内の利用者のニーズを踏まえて、米 国GPSの運用等に関する情報を、 必要な利用者への的確に伝わるよ うなシステムの在り方について検 討し、その結論に基づき必要な 措置を講ずる。	推 進 会 議 (衛星測位 ワーキング グループ)	推進会議(衛星測位ワー キンググループ)において 検討を進める。				
2. 衛星測位に係る研究開発の推進等									
(基礎的・基盤的な研究開発等の推進)									
124	3章 2(2)	技術試験衛星 VIII型による衛 星測位技術の 実験	衛星測位に関する基礎的な技術を 蓄積するための実験を実施する。	総 務 省 文 部 科 学 省	平成21年度までに技術実 証を行う。				○*3 (CSTP分野別 推進戦略) 注) CSTPIは測 位の技術実証 ではなく、移 動体通信技術 として位置づ け。
125	3章 2(2)	GPSを利用し た航空機の高 精度航法シス テムに関する 研究	GPS受信端末と機上慣性航法装置 とを複合した航空機用の超小型航 法装置(位置センサ)及びそれを利用 した高精度・高信頼航法システム の研究開発を推進する。	文 部 科 学 省	平成24年までに、精密進入 を可能とするレベルの技術 実証を行う。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
(準天頂衛星システム計画の推進)									
126	1章 1(3) 3章 2(3)	初号機の準天頂衛星による技術実証・利用実証等	準天頂軌道の衛星システム計画に関し、所要の研究開発を実施するとともに、1機の準天頂衛星を打ち上げ、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省による技術実証、民間、府省等による利用実証を行う。	総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 関係府省	準天頂衛星初号機の打上げ、初期機能確認運用の後、平成22年度から技術実証等を1年間程度行う。	○	○		○*13 (宇宙開発に関する長期的な計画、CSTP分野別推進戦略)
127	3章 2(3)	準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書の公開等	準天頂衛星システム(QZSS)に対応するユーザ受信端末(カーナビ、携帯電話等)やユーザアプリケーションの開発に必要なQZSSと利用者間のインターフェース、要求されるサービス性能の仕様などをユーザに対して提供する「準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書」を作成、公開する。	文部科学省	平成20年に仕様書(1.0版)を作成、公開する。必要に応じて更新を実施する。				
(国の機関等による衛星測位の利用の取組)									
128	3章 2(4)	大規模災害時等における政府の危機管理体制の強化	ヘリコプター等の位置の把握に衛星測位を利用する。	警察庁	衛星測位の利用を継続する。				
129	3章 2(4)	捜査員の位置情報の把握への衛星測位の活用	捜査員の位置の把握に衛星測位を利用する。	警察庁	衛星測位の利用を継続する。				
130	3章 2(4)	携帯電話等からの110番通報における位置情報通知システムの整備の推進	衛星測位を用いた携帯電話からの110番通報における位置情報通知システムの整備を推進する。	警察庁	今後も、引き続き、位置情報通知システムの整備を推進していく。				
131	3章 2(4)	自衛隊による衛星測位の利用	航空機、艦船等の航法等に衛星測位を利用する。	防衛省	衛星測位の利用を継続する。				
132	3章 2(4)	登記所備付地図作成	登記所備付地図作成に衛星測位を利用する。	法務省	衛星測位を利用した登記所備付地図作成を継続して行う。		○		
133	3章 2(4)	衛星測位を利用した人工衛星等の高精度軌道決定等	衛星測位等を利用して周回衛星等の軌道を高精度で決定するとともに、その精度の向上を図る研究を実施する。	文部科学省	平成18年1月に上げられた陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)に続き平成20年度以降の打上げ予定の周回衛星等においても衛星測位を利用した高精度軌道決定及び精度向上のための研究を実施する。				
134	3章 2(4)	地震調査研究の推進	活断層調査の一環として、詳細地殻変動分布の解明のための衛星測位技術を用いた調査観測を実施する。	文部科学省	活断層等の評価の高度化に資する。特に、平成21年度までに、糸魚川-静岡構造線断層帯の評価の高度化に資する。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
135	3章 2(4)	地震・津波観測監視システム	海溝型巨大地震・津波対応ネットワークシステム構築に向けた技術開発の一環として、衛星測位技術を用いた海底地殻変動観測システムの開発を実施する。	文部科学省	平成21年度までに新たな海底地殻変動観測システムを開発する。			○	
136	3章 2(4)	ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究	ひずみ集中帯での地震発生メカニズム解明の一環として、衛星測位技術を用いた精密なひずみの観測を実施する。	文部科学省	平成24年度までに東北日本の日本海側の「ひずみ集中帯」の地殻変動分布を明らかにする。				
137	3章 2(4)	漁船位置情報管理・分析	漁船の位置等を衛星測位システムを介して自動的に取得するシステム(VMS)を構築・運用する。	農林水産省	平成19年度かつお・まぐろ漁船全船の位置取得を達成。かつお・まぐろ類資源管理を行う各地域漁業管理機関の決議遵守のためのシステムであり、必要に応じて随時システムの改修を行う。				
138	3章 2(4)	魚類や海産哺乳類等の回遊経路の把握・魚群の生態調査	対象海洋生物の回遊経路を把握するため、海亀等の生体を捕獲後タグを装着したり、魚群等にGPSブイを投入して行動を追跡する。	農林水産省	平成22年度まで調査を実施する。				
139	3章 2(4)	大型クラゲ等有害生物被害防止対策	有害生物の出現状況の把握と情報提供の実施に際し、調査船等により得た出現・予測情報を、日々の更新データ提供(PDF)と併せてGISによる提供を行い、情報利用者の利便性の高い情報として漁業関係者等に提供する。	農林水産省	大型クラゲの出現情報を利用者の利便性を考慮した形で漁業関係者等に提供する(予算上の事業年度は平成24年度末)。				
140	3章 2(4)	水稲移植作業及び収穫作業の自動化による超省力作業システムの開発	ほ場内にオペレータが入ることなく、水稲作の耕うんから収穫まで、すべてのほ場作業をロボット化する無人機械作業体系を開発する。	農林水産省	平成22年までに、ロボット化したトラクタ、田植機、管理機、コンバインを利用して人-機械協調作業体系のプロトタイプを開発する。				
141	3章 2(4)	農地・農村の防災技術の高度化	高精度衛星測位と無人ヘリ等を用いた中山間農村地帯における災害の調査・監視技術等を開発する。農地地すべり監視のための衛星測位技術の利用とその高精度化を進める。	農林水産省	平成20年までに、斜面計測の際の年周変化誤差低減手法を提案する。				
142	3章 2(4)	広域収量モニタリングシステムの開発	コンバイン収穫質量測定装置(収量センサ、GPSユニット、表示・記録装置から構成されるもの)を利用し、ほ場地図上に収量情報をマッピングできる広域収量モニタリングシステムを開発する。	農林水産省	平成23年度までに圃場GIS情報を用いて収量計測を行う手法を確立する。				
143	3章 2(4)	普及型GPSを用いた茶園内の位置計測技術の開発	茶園内の害虫被害箇所を検出するため、安価な普及型GPSを用いた茶園内の位置を計測する技術を開発する。	農林水産省	平成20年までに、研究段階で利用できる技術にする。				

整理 番号	基本 計画 該当 箇所	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な) 目標と達成期間	各種計画との連携			
						①重点 計画 2007	②経済 成長戦 略大綱	③海洋 基本 計画	④宇宙開発 利用政策 (具体的計画名)
144	3章 2(4)	運動強度等の簡易測定に基づく放牧育成牛への補助飼料給与量の調製技術の開発	衛星測位及びGISの利用により、放牧牛の運動量と牧区地形条件の関係を解析する。	農林水産省	平成22年までに、放区条件を類型化し、各条件下放牧牛の維持エネルギー要求量および補助飼料給与水準を提示する。				
145	3章 2(4)	農業環境資源地点情報の整備	土壌調査、植生調査、昆虫採取及び土壌微生物等の衛星測位等による採取地点情報の整備を行い、データベース化し、時空間情報として視覚化する手法を開発する。	農林水産省	平成22年度までに農業環境インベントリーシステムとしてWebサイト上で公開する。				
146	3章 2(4)	衛星測位・無線通信技術を用いた農地への野生生物追跡技術の開発	鳥獣害予防のために、無線通信技術を用いた野生生物の接近警報及び衛星測位による精密な位置情報の取得を行う。	農林水産省	平成22年度までに現地実証試験を行う。				
147	3章 2(4)	海上保安庁における緊急通報118番(位置情報等)の受付体制	緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において衛星測位を利用する。	国土交通省	引き続き、緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において衛星測位の利用を継続する。				
(衛星測位の利用のための情報提供)									
148	3章 2(4)	衛星測位を利用した航空交通の安全確保及びサービス向上	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSA T)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。	国土交通省	引き続き、衛星航法補強システムの運用を継続する。				
149	3章 2(4)	衛星測位を利用した海上交通の安全確保	船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。	国土交通省	引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。				
150	3章 2(4)	衛星測位を利用した測定の効率化等(電子基準点測量)	GPSを用いた測定の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。	国土交通省	国家基準点体系の維持と測定のための基準点として、安定的な運用を行う。		○	○	
(地方公共団体及び民間における衛星測位の利用)									
151	3章 2(4)	携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進	衛星測位を用いた携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進を図る。	総務省	引き続き、消防本部において、携帯電話からの119番発信位置情報通知システムの導入を図る。				

(注)「各種計画との連携」の項目中、

- ①「重点計画2007」とは「重点計画-2007（平成19年7月26日IT戦略本部決定）」を、
- ②「経済成長戦略大綱」とは「経済成長戦略大綱」（平成20年6月27日改定）を、
- ③「海洋基本計画」とは「海洋基本計画（平成20年3月18日閣議決定）」を指す。

また、宇宙開発利用政策の具体的計画はそれぞれ次のものを指す。

- * 1 「宇宙開発に関する長期的な計画（平成20年2月22日総務大臣・文部科学大臣）」
- * 2 「科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）」
- * 3 「分野別推進戦略（平成18年3月28日総合科学技術会議）」
- * 4 「地球観測の推進戦略（平成16年12月27日総合科学技術会議）」
- * 5 「平成20年度の我が国における地球観測の在り方（平成19年7月23日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会）」
- * 6 「平成20年度の我が国における地球観測の実施方針（平成19年8月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会）」